

みやこ町告示第52号

みやこ町飼い主のいない猫の避妊手術活動事業実施要綱を次のように定める。

令和6年5月9日

みやこ町長 内 田 直 志

みやこ町飼い主のいない猫の避妊手術活動事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、みやこ町（以下「町」という。）の区域内に生息する飼い主のいない猫の繁殖を抑えることにより、町民に対する被害及び迷惑を未然に防止するとともに、猫と地域住民の共生を目指し、もって町民の快適な生活環境の保持を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 特定の飼い主に飼養されておらず、所有の意思を示す者がいない猫をいう。
- (2) 地域猫活動 飼い主のいない猫と地域住民の共生ができることを目的とした活動をいう。
- (3) 避妊手術 猫の生殖を不能にするために行う雄猫の去勢手術及び雌猫の不妊手術をいう。
- (4) 耳先カット施術 避妊手術を実施済みであることを識別するため、獣医師が猫の片耳をV字カットする施術をいう。
- (5) 動物病院 獣医師法（昭和24年法律第186号）第22条の規定による届出をした福岡県内の診療施設をいう。

(事業対象)

第3条 この事業の対象は、町の区域内に生息する飼い主のいない猫とする。

(事業主体)

第4条 この事業の実施主体は、町とする。

(事業内容)

第5条 町は、飼い主のいない猫に関する次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 飼い主のいない猫の繁殖抑制等の対策に関する事業
- (2) 地域猫活動を行う団体の育成に関する事業

(3) その他地域猫活動に資する事業

(避妊手術等の実施)

第6条 町は、前条第1号の飼い主のいない猫の繁殖抑制等の対策として、次に掲げる要領で事業を実施するものとする。

(1) 避妊手術を実施する飼い主のいない猫（以下「対象猫」という。）を捕獲するための箱罠^{わな}等を設置する。

(2) 捕獲した対象猫の避妊手術を動物病院に依頼し、及び搬入する。

(3) 避妊手術が終了した対象猫を、動物病院が指定した日時に引き取り、捕獲した場所付近の安全な場所に戻す。

2 前項第2号の規定により町が避妊手術を依頼した動物病院の獣医師は、当該対象猫の健康状態を確認し、避妊手術を実施するものとする。ただし、対象猫に避妊手術を実施することが適切でないと認めるときは、当該避妊手術を行わないことができる。

3 前項の規定により避妊手術を実施した獣医師は、当該避妊手術が完了したことが外見で判別できるよう、対象猫に耳先カット施術を行うものとする。

(避妊手術費用の支払)

第7条 町は、前条第2項の規定により避妊手術を実施した動物病院から当該避妊手術に要した費用の請求を受けた場合は、速やかにその費用を支払うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。